

保 発 1129 第 3 号
令和 6 年 11 月 29 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚 生 労 働 省 保 險 局 長
〔 公 印 省 略 〕

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令の公布等について

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 154 号。以下「療担規則等改正省令」という。）が本日公布され、また、保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法（令和 6 年厚生労働省告示第 351 号。以下「療担告示」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 352 号）、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 353 号）及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第四条の二第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第二条の二の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（令和 6 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 8 号。以下「請求様式改正告示」という。）が本日告示され、いずれも本年 12 月 2 日に施行・適用される。

改正・制定の趣旨及び内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管

内市町村、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第1 改正・制定の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）の一部の施行により、保険医療機関等における資格確認方法の一部が変更されることに伴い、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）等の規定を整備する。

第2 改正・制定の内容

1 療担規則等改正省令について

（1）保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正について（療担規則等改正省令第1条関係）

ア 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならないところ、この方法について、被保険者証から資格確認書や厚生労働大臣が定めるものに改める。（第3条第1項第2号及び第4号関係）

イ 上記アに伴い、保険医療機関は、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する療養の給付を担当しなくなったとき等においては、患者から提出されていた資格確認書を返還するものとする。

（第4条関係）

ウ 上記アに伴い、令和6年12月2日時点で現に交付されている被保険者証については、改正前の規定による有効期間又は同日から起算して1年間は、なお従前のとおりとする。（療担規則等改正省令附則第2条関係）

エ 様式第一号(一)の1、様式第一号(二)の1、様式第二号及び様式第二号の二における被保険者証に係る記載について、所要の改正を行う。

オ その他所要の改正を行う。

（2）保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）の一部改正について（療担規則等改正省令第2条関係）

○ 1 (1) アに準じる規定の整備を行う。（第3条第1項第3号及び第5号関係）

- (3) 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 80 号）の一部改正について（療担規則等改正省令第 3 条関係）
ア 1 (1) アに準じる規定の整備を行う。（第 8 条第 1 項第 2 号及び第 4 号関係）
イ その他所要の改正を行う。

2 療担告示の制定について

- 保険医療機関及び保険医療養担当規則第 3 条第 1 項第 4 号等に規定する厚生労働大臣が定める方法として、次に掲げるものを定める。
・ 患者の提示する個人番号カード及び資格情報通知書
・ 患者の提示する個人番号カード及び当該被保険者の保険資格に係る情報を表示したマイナポータル画面（保存した PDF を含む）
・ 患者の提示する個人番号カードの利用者証明用電子証明書の有効期間が満了してから 3 ヶ月以内の場合、当該証明書に記録された情報を活用して当該被保険者の保険資格を確認する方法

3 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）の一部改正について (1) 1 (1) アに準じる規定の整備を行う。（第 3 条第 1 項第 2 号及び第 4 号関係）

- (2) 1 (1) イに準じる規定の整備を行う。（第 4 条関係）
(3) 1 (2) に準じる規定の整備を行う。（第 26 条関係）

4 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成 18 年厚生労働省告示第 498 号）の一部改正

- 被保険者証の新規発行停止に伴い、被保険者証の写しを添付書類としていた規定を削除する。

5 請求様式改正告示について

- (1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第四条の二第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（平成 20 年厚生労働省告示第 126 号）の一部改正（請求様式改正告示第 1 条関係）

- 1 (1) エに準じる規定の整備を行う。

- (2) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第

二条の二の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式
(平成 20 年厚生労働省告示第 127 号) の一部改正 (請求様式告示第 2 条関係)

- 5 (1) に準ずる規定の整備を行う。

第3 施行期日等

- (1) 令和 6 年 12 月 2 日から施行・適用する。
- (2) 第 2 の 1 (1) エ及び 5 の改正に伴い、次に掲げる経過措置を設けること。
(療担規則等改正省令附則第 3 条、請求様式改正告示附則第 2 項及び第 3 項関係)
 - ア 施行・適用の際現にある改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすこと。
 - イ 当分の間、改正前の様式を改正後の様式に代えて用いることを可能とすること。

第4 既に発出された通知等について

療担規則等改正省令の施行等の前に厚生労働省より発出された通知・事務連絡において、療担規則等改正省令等による改正前の条項及び字句を引用しているものにあっては、必要に応じて改正後の条項及び字句に読み替え、同様の取扱いとすることとする。